

第 22 期第 24 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 6 年 4 月 26 日

第 22 期 第 24 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 4 月 26 日（金） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁別館 8 階第 1 会議室 C（静岡市葵区追手町 9－6）

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 知事許可漁業の制限措置及び条件について 資料 1

イ 知事許可漁業の定数について 資料 1

ウ くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料 2

(2) 指示事項

ア 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について 資料 3

イ まき餌釣による水産動物の採捕について 資料 4

ウ 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について 資料 5

(3) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	田口さつき	李 銀姫
	安間 英雄	三浦 綾子	影山 佳之	
Web 参加委員	眞鍋 淳子			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	鈴木 基生	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介
事 務 局	伊藤 円	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第24回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、眞鍋委員はWebで御参加いただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっておりますが、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話をお願いします。以上です。

○伊藤事務局長

本日は令和6年度に入りまして初めての委員会でございます。また、新年度を迎えまして、一部職員に異動がございましたので、先に紹介をさせていただきます。

山下水産・海洋局長兼水産振興課長が水産・海洋局長に、吉野水産・海洋統括官が水産振興課長となりました。海区事務局では津久井主幹、山崎主査、鈴木主任が着任いたしました。よろしくようお願いいたします。

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

鈴木会長、よろしくようお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。伊豆漁協稲取支所の鈴木です。4月1日

に磯の貝類、サザエ、アワビ等の口開けをしました。去年から話題になっている磯枯れといった現象が強くて、水揚げ自体は非常に少なくなっています。単価は、サザエがキロ 2,100~2,300 円で、普段では考えられない高値のため、潜りで商売している人は相場に助けられています。キンメは最悪のところを脱した感じで、若干水揚げが増えた感じがする程度です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。4月に入って多少水温が上がってきたんですが、曳き縄カツオ、シラス、19トンのカツオ船も、天候が悪いのもあるが量が少ないです。19トンから中型のカツオ船は、餌が潤沢になく、これから餌が獲れてくれないと、大変な1年になると皆言っています。

会長から磯焼けの話がありましたが、こちらも昨年磯焼けになりました。それでも、今年1月に潜水調査をしたところ、幼体が出ています。3月の低水温で14℃くらいまで水温が下がり、そのおかげで幼体が成長しているので、夏場は高水温でしたが、深い場所に母藻があって、胞子が出たようです。復活してくれたらと思っています。全体的に量が少ないです。天候も毎週雨で、出漁する日がない中、皆頑張っています。値段は連休を控えて、キンメ、カツオも平年より高め傾向です。定置網は相模湾と比較して低調です。水温が上がるのが遅く、ブリの来遊もなかったです。アジ、豆アジは獲れていますが値下がり傾向で、この時期の御前崎はカツオでもっているのが、大変なところです。

○渡辺委員

今朝もカツオの曳き縄に行ってきました。自分は早上がり、数的に85本くらいで150kg以上ありました。先週から獲れ出したのですが、天候不順で出られる日が少ないが、場所が近いこともありまして、昨日の時化の中も行ってきました。今日は皆たくさん獲ってきているので値下がりすると思います。

○内山委員

3月22日からシラス漁が始まりました。天候が悪いので、出る日が少ないです。量も少なく、1日出ては2日休むといった感じです。浜名湖内はシラスウナギが今月いっぱい終わります。

す。他は、これといった報告はありません。

○橋ヶ谷委員

小川の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバですが、去年の夏から大した変化はありません。それでも、先々週に駿河丸が調査に出て、それを踏まえて銭州方面へ行ったのですが、反応はあるが、何か分からない小餌がいてサバは漁獲できませんでした。去年の夏から水温が高いから獲れないと言っていたが、何度の水温を探せばサバがいるのか、という状況です。昨夜、珍しく、1年ぶりにサメを見たようで、サメの餌はいると思っているのですが、不漁のままです。

○日吉委員

定置協会の日吉です。駿河湾の定置はあまり状況が良くないようですが、伊豆東岸の定置では、2月の中頃からずっとブリの水揚げが続いています。相当な量が揚がっていると思います。小田原の市場にブリが揚がる様子が全国ニュースで流れていますが、実は伊東の方が何倍も獲っています。静鉄ストアには、何年も前から船から直接魚を売っていますが、今日は120～140g位のアジを出しました。静鉄ストアに行ってみたら売っているかもしれません。

○高田委員

いとう漁協の高田です。先程会長が言った通り、キンメは少し良くなってきた感じです。良くなったと同時に、昔からこの時期は産卵期で、潮が暗んでくると大型魚が出てきて、今までと違う魚体の魚が出てきています。小型魚主体の漁場の初島と富戸の沖はここ4年、遊漁も漁業者も禁漁にしているんですが、その魚が沖の漁場で採捕されるようになってきて、やはり自分たちがやっている場所を通過して、稲取、銭洲まで行っている魚がいました。今までも、そういった結果は出ていたんですが、やはり小型魚は大事だなと実感しています。

他の魚は定置協会の日吉会長の言う通り、ブリとアジが獲れて、相模湾は良いと思います。沖のカツオ、キハダは沖に漁場ができたのか、少し水揚げがあります。

○金指委員

沼津まき網の金指です。3月16日に春の瀬が解禁になって、行こうと思ったんですが、イワシが西伊豆の沿岸でずっと獲れてまして、例年のように大群ではないですが、網を数回やって量がまとまる感じです。ただ、群れ自体はあちらこちらにあつて、自分たちも40~50トンくらい獲れて、高値もあって4月は良かったです。

期待していた瀬の方のサバは、サバかイワシと思ったら、ハダカイワシの群れが今まで見たことないくらいたくさんいました。あとは、トラック問題で、漁獲のトン数制限をされたり、中型まき網には厳しい政策が始まって、苦勞しています。

○原委員

3月25日からサクラエビが始まって、最初20トンくらいで良いかなと思ったら、その後、2トン、3トンとかで、それが15日になったら48~50トンになって、何で安定しないのかと思ったら、水深50~80mの水温が15℃後半から16℃中盤でサクラエビには少し低いです。それが17℃くらいになったらどうかなと思っています。来月の6日まで漁があるので、欲をかいて、せっかく戻ってきた物を無くさないよう、加工屋さんと相談しながらやっていきたいと思っています。

○鈴木会長

皆様どうもありがとうございました。前回の暗いニュースから少し明るくなったかなと言うところで、次回も明るい漁況を報告していただけるように期待しております。

それでは、本日の議事録署名人を、橋ヶ谷委員と眞鍋委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のア 知事許可漁業の制限措置及び条件についてと、諮問事項のイ 知事許可漁業の定数についてですが、こちらは関連がありますので、一括して県当局から説明を

お願いします。

○永倉主任

水産資源課の永倉です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。資料につきましては、資料1と書かれているもの、資料1の別紙と書かれているものの2つありますので、お願いいたします。

それでは知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間について御説明いたします。資料1の1ページを御覧ください。

知事許可漁業の種類としましては、漁業法第57条第1項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条の農林水産省令で定められた漁業である中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業の2種類があります。

また、漁業法第57条第1項及び水産資源保護法第4条第1項並びに静岡県漁業調整規則第4条で定められた小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業などの20種類の漁業があります。

知事許可漁業の一斉更新についてですが、知事許可漁業の許可の有効期間は令和6年8月31日までであるため、令和6年9月1日付けで許可証を更新する必要があります。許可の更新にあたり、知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給することとしております。

知事許可漁業の一斉更新に係る海区漁業調整員会での諮問、協議及び報告のこれまでの経緯について説明します。1ページの表1も併せて御覧ください。

まず初めに、県内の沿海漁協などから知事許可漁業に関する要望を聴き取った上で、令和5年の9月から12月の海区漁業調整委員会におきまして、漁業調整や資源保護の観点から協議を行った結果、「てんぐさ潜水器漁業」を新設しました。そして、本年1月の海区漁業調整委員会では、知事許可漁業の許可の基本方針、取扱方針、制限措置及び条件について御協議いただき、内容について了承されました。

そして、本日が太枠で囲んだ5の知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間の諮問となります。

それでは、2ページに示しました2の諮問事項を御覧ください。知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間につきまして今回御審議いただきます。

まず、(1)の許可の有効期間についてですが、規則第15条では、最大5年とすることとなっていますが、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、より短い期間を定めることができると規定されています。

この規定に基づき、知事許可漁業については、(1)の1ポツ目のおり、漁業調整上又は資源保護培養の観点から、引き続き、有効期間を3年、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとすることとしたいと考えています。ただし、引き続き一斉更新による許可の更新を行うため、同一の漁業につきましては同一の期日に満了するように定めるものといたします。

このことにつきましては、(1)の2ポツ目にもありますが、本年1月24日の海区漁業調整委員会で協議、了承いただいています。

次に(2)の制限措置及び申請期間についてです。制限措置の内容につきましては、規則第11条第1項に掲げられた、漁業種類等の6つの事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。制限措置の内容である6つの事項の内、(2)の1ポツ目の通り、「許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び漁業者の数」、つまり許可の数を除いた部分につきましては、令和6年1月24日の海区漁業調整委員会で協議、了承いただいています。

そして、2ポツ目の、その許可の数を定めるルールとしましては、令和6年1月24日の海区漁業調整委員会で御協議いただいた、知事許可漁業一斉更新の許可等に関する取扱方針のI基本方針の(3)許可又は起業の認可をすべき数に基づき、「原則として一斉更新直前の許可数又は起業の認可数をもって定める。」こととします。

制限措置の内容につきましては、資料1の別紙に示しております。許可の数については、各漁業の表の一番右の隻数となります。なお、前回R3の一斉更新より、許可の数が減っている漁業については、表の欄外に手書きで前回の許可の数を記載しています。

それでは、次に申請期間についてです。申請期間につきましても、規則第11条により、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とすると規定されています。この規

定に基づき、(2)の3ポツ目のとおり、申請期間につきましては、今後事務的な準備を行い、「令和6年6月7日から7月8日まで」とすることにしたいと考えています。

4ポツ目の、制限措置及び申請期間につきましては、本海区漁業調整委員会の答申を踏まえて、知事が決定し、公示します。資料としましては、3ページに諮問文、4ページ以降に、ただ今の説明の根拠となる規則の15条、11条をはじめ、関係する省令、規則を示しています。

以上でございます。なお、軽微な修正などありました場合は、事務局に一任頂きたいと思えます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、県知事許可の一斉更新について、今回の協議が最後になります。皆様には、知事許可漁業の有効期間、申請期間及び定数について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員 別紙資料の13ページ、15ページ、全体的に隻数が減っているのが特徴だと思いますが、13ページの操業区域4の125隻から114隻、15ページの操業区域16が47隻から40隻で、少し数が減っている理由は何ですか。

○永倉主任 何か一つの原因というわけではないですが、漁業者が高齢化して廃業しているというのがあります。基本的には承継していただくのが望ましいですが、そういった方が見つからない場合は廃業して、数が減っている状況です。

- 鈴木伸洋委員 もともと隻数が多い区域では減少率も大きいと思いますが、それほど問題はないという理解でよろしいでしょうか。
- 永倉主任 問題にはなっておりません。漁業の数が減ってしまうことは憂慮しておりまして、何とか地元で承継して頂ける方を探してもらっています。それでも、中々見つからないので、現場での調整の上での減少になっています。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 それでは、諮問事項のア 知事許可漁業の制限措置及び条件についてと、諮問事項のイ 知事許可漁業の定数について、原案のとおり了承します。
- 続きますして、諮問事項のウ くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。
- 山崎主査 事務局の山崎です。よろしく申し上げます。お手元の資料2を御覧ください。
- くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明します。変更の背景につきましては、令和5管理年度、つまり国のほうで昨年度の数量が確定したことで繰越し処理が行われることによる数量変更となります。
- 資料の1ページ、経緯の中の資源管理の経緯については、今までも御説明してきたことから割愛させていただきます。中程にあります、資源管理にかかる近年の状況について説明致します。
- くろまぐろの数量管理については、それぞれの大臣管理漁業及び都道府県知事管理量ごとの「漁獲枠を超えないこと」が最も重

要で、本県では、放流や出漁調整等が行われています。一方、近年では「漁獲枠の有効利用を考慮すること」も同時に求められるようになっていきます。

放流量について、補足で説明させていただきますと、定置漁業における令和5管理年度の大型魚及び小型魚の放流量は少なくとも33,100尾以上を放流しており相当数のクロマグロを放流しております。時期については、4月の当初から1年中実施し、県内すべての地域で同様の取り組みを行っているといった状況になります。また、漁船漁業については放流量の情報収集が不十分であります放流を実施していることを現場から聞いておりますので御承知おきください。

次に2ポツ目ですが、近年、資源管理への意識や実行能力が格段に向上しているにもかかわらず、全国的に漁獲枠の消化が進み、くろまぐろ資源は増加傾向にあることが伺えます。

定置漁業においては、令和6年2月に大型魚の入網が相次ぎ、28日には年間消化率が高水準に達したため、同日付けで採捕停止命令を発出しました。これは、くろまぐろの数量管理が始まって以来、初めてのことでした。

次に令和6管理年度における配分量について説明致します。まず、令和6年管理年度の知事管理漁獲可能量についてですが、このことについては、前回の海区委員会で令和5管理年度と同様の配分方法でそれぞれの管理区分に配分すると諮問し、答申をいただきました。

令和6年管理年度の知事管理漁獲可能量について、令和3年のWCPFC年次会合において、前年度と同様に令和5管理年度から令和6管理年度への残枠繰越しが、国全体として当初数量の17%まで繰越可能と認められ、沿岸漁業においては各都道府県配分量の当初数量の10%まで繰越可能となっています。

また、国の繰り越し処理による再配分後の処理について、通常であれば、前回、令和6年3月5日開催の海区委で追加配分の方法について諮問しているところですが、くろまぐろの来遊状況が例年とは異なる状況下にあるため、追加配分の方法については今回の海区委で諮問することとしております。

今回、水産庁担当から令和6年4月16日付けで都道府県別漁獲可能量の数量を変更する旨の連絡があり、参考値が示されました。小型魚では前年並み、大型魚では増加され変更量が示され、配当量の数値を記載しておりますが、この後、5月中旬を目処に国のほうで各県からの意見をとりまとめたうえで、数値が確定しますので、暫定値であることをご承知おきください。再配分の時期については、昨年より遅く5月末から6月の予定になっております。

それでは次のページを御覧ください。増えた数字の内訳をこちらに記載しております。

小型魚につきましては、4月1日時点で持っていた当初数量の29.8トン。これに令和5管理年度からの自県繰越し分の2.9トンと、追加配分として令和5管理年度の当初配分比率を元に各県に一律配分されるもの、それと8割を越えたことによる消化率メリットが併せて9.8トン、合計が42.5トンになります。

大型魚につきましては、当初数量が14.6トン、ここに自県繰越し分として1.4トン、それから消化率メリットを併せて、大幅に増え19.3トンで、最終的に合計35.3トンとなっております。

参考に4ページ目に昨年令和5管理年度の実績を掲載してありますが、繰越し量10%の確保と消化率メリットの条件となる消化率80%以上を小型魚、大型魚ともに達成しております。太枠で示しましたが小型魚は91.6%で大型魚は89.6%になります。

次に3ページ目を御覧ください。矢印の左側が4月1日時点の数字、矢印の右側が今回の数量変更による数量の配分表となります。

小型魚、一番上の太枠内が42.5トンとなっておりますが、ここが当初から12.7トン増えております。これを基準年の実績割合で配分して漁船漁業等に9.5トン、定置漁業に3.2トン、いずれも4月から7月までの期間に配分します。この早い時期に分配する理由については、群れの来遊に備えることと漁獲枠の有効利用のためになります。

下の大型魚につきましては、県全体でプラス20.7トンですが、これを漁船漁業等に15.5トン、定置漁業に5.1トン配分します。

漁船漁業等につきましては、増えた分を2分の1ずつ、はえ縄漁業とひき縄釣漁業に7.75トンずつ配分します。

また、例年と異なる点として、昨年度の定置網への大型魚の入網を考慮し、定置網漁業に配分された5.1トンのうち、概ね2割については、確実に定置漁業の持ち分として一旦県の留保に組み入れた後、県方針の変更に合わせて、改めて海区委員会で配分量を諮問することとしました。

漁船漁業は魚を捕りに行く漁業であり、漁獲枠が少なくなった場合にある程度制御できるかと考えておりますが、定置漁業は魚を待つ漁業で、自然体で漁業を実施した場合でもクロマグロが入網してしまいます。

先程説明したとおり、年度当初から放流を実施しており、常に獲り過ぎに注意しているところですが、大型魚の放流については小型魚の対応と異なり、放流するためには網を大きく開ける必要があります。本来、漁獲対象としているブリ、アジ、サバなどの魚も一緒に逃げてしまうだけでなく、大量に入網した場合は魚が暴れて死んでしまい水揚げざるをえない状況になってしまうため、今回、保留枠を例年より増加しております。

配分の内訳を告示案にしたものが6ページにございます。農林水産大臣からの通知を受けた後は、課内決裁後、本案のとおり告示し、同時に県のホームページに掲載します。県のホームページに掲載した時点で公表したということになりますので、小型魚につきましては、現在漁船漁業等で9割を越えて採捕自粛中ですが、それが解除となる見込みです。

最終的な配分量の確定に関する通知が来る日は未定ですが、例年より遅く5月末から6月頃と水産庁から聞いております。今、準備を進めておりますので、通知があればすぐ対応できるようにしたいと思っております。

報告は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、大型魚が予想より多く配分されました。数値自体は確定していませんが、配分方法について御審議いただきたいと思っております。

- 山崎主査 遊漁は県を通過せず、直接水産庁へ報告がいくようになっていきます。1日1隻につき、30kg以上のクロマグロ1匹までという制限があります。手元に遊漁のデータがないので、情報収集して、どこかのタイミングで示したいと思います。
- 鈴木会長 遊漁は釣った本人が報告することになっているため、船には何の責任もないです。最初は報告まで1週間だったが、その猶予期間が3日以内になりました。ただ、その3日の間に、日本中では何トンも釣れるわけで、相当にオーバーしている量があると思います。クロマグロについては、漁業者にはきつく、遊漁者にはあまい政策だと思います。
- 高田委員 遊漁は年間40トンです。いくつかの時期に分けて管理していて、オーバーすると、その後の量から引かれるようになっていますが、この40トンは水産庁が決めて出てきた数値です。協議して40トンになったわけではないです。本来、船長が責任をもって報告するようにしないと正確な数値は出てきません。あれだけ釣っているのに、漁獲量が増えないと皆思っていました。今後は、船長に報告させるようになると思います。
- 吉野振興課長 下田の場合、遊漁船は漁協に所属しているのですか。
- 鈴木会長 伊豆漁協の遊漁船は全て漁協所属船です。
- 田口委員 プレジャーの方が問題ですか。
- 鈴木会長 プレジャーよりも、遊漁船の船長が報告させないのが問題です。漁協に所属していれば、フォークリフト使って水揚げしたりしていて、報告が来ないとか分かると思います。
- 李委員 漁業管理に関して、日本は欧米の管理方式を導入していますが、遊漁に関して、非常に厳密に管理している国が多いの

で、学ぶべきところがあると思います。

○鈴木会長

遊漁は県別の割り当てではなくて、全国の割当てなので、2日、3日続けてマグロを釣ってくれば、すぐに採捕禁止になります。国単位でみると、かなりの量が揚がっていると思います。

○日吉委員

先程から話題になっていますが、遊漁の船主に報告義務がないことと、遊漁者が虚偽申告しても、漁業者でないので法令的に裁けないです。商売でやっていないのでTAC法の対象外になります。漁業の場合、大型のマグロはタグを付けて流通の管理をするという話ですが、水産庁は遊漁も同じように管理すると言っていましたが無理だと思います。遊漁は丸ではなく、切ってブロックにして持ってくるので分からないです。

先程の話の繰り返しになりますが、小型の漁船漁業の人が釣れるようにして欲しいと思います。

○田口委員

去年の資料にはなかったと思いますが、今年は県内の令和5年の定置漁業における大型魚、小型魚の放流量である「33,100尾以上」について書いてくださって、画期的だと思いました。それ以外にも今日の話の中で、漁船漁業の人が小型魚を釣ってしまう恐れから出漁できていないという実態も分かれば、どれだけTACを真剣に守ることによって漁業者が経済的な不利益を受けているか、もっと明確に分かるのではないのでしょうか。例えば、放流数の3万尾にキロ当たりの単価を掛ければ、金額も出てくると思います。漁業者の痛みが数字で分かるようにしていただければと思います。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

先日、ニュースで気仙沼の港の中に大型のマグロが泳いでるのも見ました。それだけマグロは増えてきていると思います。

それでは、御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のうち くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項のA 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

資料3を御覧ください。「点火いさり漁法による水産動植物の採捕」に係る委員会指示について御説明致します。

本指示は、漁業者以外の者が光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法により水産動植物を採捕することについて制限しているものです。

まず、本指示が発令された経緯等について御説明いたします。平成15年6月の漁業調整規則の一部改正により、従来制限してきた、遊漁者による光力を使用しながら「たも網」、「さで網」及び「やす」を使用する漁法（点火いさり漁法）を全面的に解除しました。

しかし、遊漁者の点火いさり漁法は、水産資源の保護培養及び漁業者の漁場利用に与える影響が大きいと判断されることから、漁業との調整を図るため、委員会指示に基づく海域や隻数を制限した承認制としています。

承認につきましては、「遊漁船業者が遊漁者等を乗船させて行う場合」や「試験研究機関等が試験研究等の目的で行う場合」など、水産資源の保護培養や漁業調整上の支障がないときに限り認めることとしております。

2ページを御覧ください。承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域として、A海域とB海域を定めております。A海域は沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内、B海域は浜名湖です。

1ページにお戻りください。承認対象の漁ですが、A海域では「とびうおすくい」が、B海域では、「たきや漁」が行われております。

次に、写真の下の令和5年度の実績を御覧ください。海域ごとに承認隻数の枠を過去の実績を踏まえて設けており、A海域は30隻以内、B海域は70隻以内としております。A海域では、承認隻数11隻、実施回数は延べ49回、B海域では、承認隻数65隻、実施回数は延べ2,446回になっております。地区ごとの内訳は資料の括弧書きのとおりです。参考までにその右側に新型コロナの影響を受ける前の令和元年度の実績を記載しております。

なお、A海域の戸田、安良里、土肥の各漁協とB海域の浜名漁協から昨年度と同数の承認枠、A海域30隻、B海域70隻の要望をいただいております。

それでは指示事項の内容について御説明いたします。1ページ下段の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。1点目として有効期間を令和6年6月1日から令和7年5月31日までとして指示を継続したいと考えております。2点目としまして、了承された場合は、3ページ以降の告示案のとおり県公報にて公示したく存じます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願い致します。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同様の内容で指示を継続してよいか、御審議をいただきたいと思っております。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○内山委員

観光のたきや漁については、変更なしで良いと思っております。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

たきや漁は、主にどんな魚が対象ですか。

○内山委員

ワタリガニや小さいクロダイなどをモリで突きます。浅瀬でやっていますが、最近では獲れなくなっています。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、指示事項のA 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承します。

それでは、おおよそ1時間経ちましたので、ここで10分間の休憩とします。開始は15時20分からとします。

(休憩)

○鈴木会長

それでは再開します。指示事項のI まき餌釣りによる水産動物の採捕について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

それではまき餌釣りによる水産動物の採捕について御説明いたします。資料4を御覧ください。まず、経緯について説明いたします。

本県では、平成15年6月以前は、漁業調整規則第46条の2により、遊漁者等がさお釣り又は手釣りを行う場合、まき餌釣りを禁止していましたが、遊漁の実態を踏まえて、平成15年6月に規則を改正し、まき餌釣りの制限を全面的に解除いたしました。

しかし、遊漁者等が船舶を利用してまき餌釣りを行う際に、大量の餌がまかれることによる汚染など、漁業者が活用してきた漁場の荒廃を招く恐れがあるため、委員会指示により、1仕掛け当たりのまき餌の使用量をまき餌かごの数と大きさとで制限することといたしました。

具体的には、まき餌かごの数は、「1仕掛けにつき、1個に限

る」とし、大きさは、「直径5センチメートル以下、長さ15センチメートル以下のものに限る」としております。

次に、指示事項の内容について説明いたします。「Ⅱ指示事項今後の取扱いについて」を御覧ください。

1点目として有効期間を令和6年6月1日から令和8年5月31日までとして、現行の指示と同じ内容で指示を継続したく存じます。

2点目としまして、了承された場合は、2ページの告示案のとおり県公報にて公示したく存じます。3ページ以下は関係する根拠法令の抜粋を添付いたしました。

説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続して宜しいか、御審議をお願いいたします。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

仕掛けの数に制限はありますか。

○伊藤事務局長

1つの仕掛けに対してカゴは1つで、竿の数の制限はないです。

○鈴木会長

このように規制はしていますが、これに対して調査に入ったことはありますか。

○伊藤事務局長

今まではないです。

○西原委員

昔は船の横に着けた網の中に1俵くらいコマセを溶かしていて酷かったです。それがカゴになってからは、コマセの問題の報告は受けていません。

○鈴木会長

遊漁でワラサが釣れなくなったのもあると思います。神子元島でワラサ対象の遊漁をやった頃は、何十隻と船が集まってコマセを撒くと魚が集まるので、カンガン撒いていたら、海底が真っ白になって、海藻も何もない磯焼けになったと聞いています。

○高田委員

以前はコマセを売って商売している人もいました。

カゴの大きさについては、一度調査して、制限のサイズが合っているか確認した方が良いでしょう。15 cmよりは大きいのが使われていることもあるかと思います。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、指示事項のイ まき餌釣による水産動物の採捕について、原案の通り了承します。

続きまして、指示事項のウ 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

それでは、石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業の指示について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料5の1ページを御覧ください。こちら、例年指示を発令している案件となります。まず、委員会指示とした経緯について、

御説明いたします。

昭和44年頃、岳南地域の製紙会社の工場から排出された汚水に起因する駿河湾漁場の汚染が拡大したことで、まき網漁業は操業の危機に直面し、この危機を乗り切るため、石廊沖漁場への依存度が高くなりました。

一方で、一本釣漁業者も石廊沖を主漁場としてイカの漁獲が順調で、イカを主たる漁獲対象とした漁船数も増加傾向にありました。

このような状況の中、石廊沖でサバを対象とするまき網漁業と、同じ漁場を主漁場とする賀茂郡下一円のいか一本釣漁業との漁場が競合し、紛争が発生いたしました。

この紛争には、当時の漁業調整委員会や県が仲介に入りまして、調整を図ったことにより、昭和49年に石廊沖漁場調整協議会が設置され、この協議会の場において石廊沖漁場におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、許可対象でない魚介類を漁獲してしまった場合の取り扱いなどを定めた、石廊沖協定が締結されました。

この協定の実効を期するため、昭和50年以降、要望書に基づく委員会指示を、毎年発令しました。

その後、平成21年に県下一円の一本釣漁業者の組織として静岡県沿岸一本釣漁業者協会が設立され、平成26年3月に県沿岸一本釣漁業者とまき網漁業者との間で、石廊沖漁場を含む県下全海域を対象とした協定が締結されるに至りましたが、石廊沖漁場におけるまき網の操業については、要望書に基づく委員会指示の発令が継続され、本年も従前と同様の6月から9月におけるまき網の操業日を主体とする指示を求める要望書が、両者の連名で静岡海区漁業調整委員長あてに提出されました。

要望書に関しましては、4ページ、参考として昨年発令した委員会指示の内容を3ページに添付してございます。

また、石廊沖漁場の区域につきましては、5ページに示しました。図の中で、斜線で網掛けした部分で、南伊豆町石廊崎灯台正南の線と同町妻良の旭山の山頂正南の線の間海域となります。

それでは、2ページを御覧ください。今回の委員会指示案につ

いて示してございます。

1の(1)から(3)までが、まき網が操業可能な日、(4)及び(5)が操業する場合の条件、2に、いか一本釣りが操業する場合の条件、3に漁獲成績報告書の提出について指示する内容となっております。

委員会指示に係る漁業法第120条第1項の条文は、6ページを御参照ください。

2ページに戻りまして、下線部分が今回の指示の変更点となります。変更点は年次のほか、御覧のように操業日につきまして、1の(1)から(3)まで、下線のとおり操業可能な日を変更するものでございます。

1ページにお戻りください。Ⅱ指示事項の今後の取扱いにつきましては、変更点以外前年の委員会指示と同様の内容で、有効期間を令和6年6月1日から令和6年9月30日までとする2ページの内容を指示してよろしいか、御審議をお願いいたします。

なお、了承された場合には、指示案のとおり県公報にて公示いたします。軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。説明は、以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、操業日の変更以外は同様の内容で指示してよろしいか、御審議願います。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○金指委員

今年も6月の15夜のうち3夜、7月に6夜、8月と9月で9夜ということで要望を出しております。大事な漁場で、中型まき網には欠かせないので、要望の通りお願いしたいと思います。

もう1点、前年の海区で、もしトラブルがあった場合にどうしたらよいかという話をしたときに、会長から南伊豆の漁業者を紹介して頂きました。昨年1度、午前3時までには揚網が完了しなかった時に、その方に電話をして何のトラブルにもならなかった事

例がありました。今後も良い関係で、我々はルールを守って、不慮のトラブルの時は連絡を取り合えば、問題にならないと思っています。

○鈴木会長

他に意見はございませんか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

今回は、操業日の変更のみであり、他は変更ないということで、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、指示事項のうち石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、原案の通り了承します。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○田口委員

資料2について言い忘れたのですが、今回、追加配分量が4～7月に配分されています。また来年の2月に大型マグロが来るとか、水温が高い時に来るかもしれないと思います。今年の4～7月に多めに配分はしていますが、それは使い切らないでくださいということを事務局として考えているという理解でよろしいですか。

○山崎主査

漁船漁業は獲りに行く漁業なので、ある程度は制御できると思いますが、定置網の大型は制御できない部分があると思うので、

留保枠を設けています。

4～7月にある程度配分しているのは、消化率も重要なためです。早い期間に配分して漁獲枠を有効に活用してもらいたいと考えております。

○田口委員

はえ縄についてはどうですか。

○松山班長

期間別に配分しているのは、小型魚の部分であり、漁船漁業でまとめて管理をしております。大型魚については、昨年苦勞した部分もあると思います。定置については、放流等の自主的な資源管理をしていただき、そのような中での対応をしております。

○日吉委員

話題は変わりますが、資料1で知事許可漁業の制限措置及び条件について、と言う話がありました。その中の12にいるか突棒漁業があるんですが、ここでは承認されているので、今回の許可漁業の更新の時に希望者がいれば、徐々にやっていけるようにしていただければと思います。

○西原委員

マグロの関係で、大間の未報告の罰則や静岡の第一水産については、1年以上経っています。その中で、大間のマグロは枠を減らすような話を聞きましたが、第一水産は処分を受けたのでしょうか。

○松山班長

大間のマグロは、今も県及び国で廻りの調査をしています。未報告が判明した部分は、青森県の枠から差し引くような対応になっています。

○西原委員

1人1、2本しか釣れない静岡県のひき縄漁業者からすれば頭にくる問題です。静岡ではマグロの流通経路があり、持ってきやすかったのがあるかと思います。聞くところによると反省はないみたいです。

○山下局長

静岡の市場は県の管轄外にはなりますが、静岡市の方で仲買の

資格の剥奪といった処分にはなっていないと思います。浜松と静岡の市場は政令市の市の対応になってしまうため、県はあまり情報がない状態です。

○金指委員

私たちは、イワシを獲っていて、加工のため三重県や銚子へ持って行くんですが、4月からのトラック問題で、獲れるのに、運搬できないから次の日は休んでくれといった状況が増えています。目の前に魚がいるのに、休むしかなくて、どうしようもない状態だったりします。国策なので仕方がない部分もあるが、あまり良い政策ではないと思います。加工用の魚を獲ってる中型まき網とかの漁師には厳しい状況があることを理解して頂きたいです。

○西原委員

九州とか北海道の魚が豊洲に行く時に、日曜に運転手を集められないので、木曜に荷が集中してしまう状況と聞きます。どこも週休2日制で、御前崎も以前は土曜日もシラス漁をやっていましたが、漁協も週休2日にしないと漁協職員も集まらない状況です。

○金指委員

乗組員の働かせ方も難しいです。トラック問題で残り30トンしか獲れないとか聞くと、モチベーションが下がったり、若者をこれから先どのように働かせて漁業を続けていくか、国策と合わせて、非常に難しい状況です。

○日吉委員

金指さんの流通の話には、もう1つお金の問題もあります。流通コストが魚の価格に転嫁され始めていて、仲買は転嫁しないので、漁業者は安く買われるわけで、我々漁業者が困る状況かと思っています。

○鈴木会長

他に御意見等がありますか。

○田口委員

シラスウナギの価格が上がっていて、養殖業者が困っていると聞いたのですが、それは解消されたのですか。

○松山班長

解消というとされてはいないのが現状です。シラスウナギの獲れる量自体は昨年より増えてはいますが、過去と比べると量がまとまってはいません。知事許可漁業化したこともあって、市場原理を含め、高い価格で推移しています。

○鈴木会長

それでは、最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は6月12日（水）、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 まさば・ごまさばに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等を予定しております。よろしくお願ひします

○鈴木会長

次回海区については、6月12日（水）ということですので、よろしくお願ひします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期24回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

終了 15 : 40

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年4月26日

議長

鈴木 精



議事録署名人

橋本谷 善彦



議事録署名人

真鍋 淳子





Faint, illegible text impressions, possibly bleed-through from the reverse side of the page.